

平成24年8月27日

「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」
に対する信用金庫業界としての意見について

一般社団法人全国信用金庫協会

（基本認識）

これまで信用金庫業界では、郵政民営化に対して、「①肥大化した規模の縮小を図り、②公正な競争条件を確保するとともに、③地域経済の再生・活性化とそのため地域金融の安定維持に十分配慮して進めることが、郵政改革の本旨に照らして重要である」と一貫して主張してきた。

そうした中で、今般、郵政民営化法等が一部改正されたことによって、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた道筋が不透明となり、将来にわたって政府の強い関与が残る懸念が生じている。業界としては、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた道筋が示され、その実行が担保されない限り、ゆうちょ銀行は「官業」として民業の補完に徹すべきと考える。

これまで新規業務の取扱いは、ゆうちょ銀行の完全民営化の道筋が明確であることを前提に順次認められてきたが、同法改正後、日本郵政株式会社から完全民営化の方針が何ら示されていないにもかかわらず、貴委員会の所見案では日本郵政グループの企業価値の向上ばかりを重視している。

業界としては、貴委員会の所見案では、政府の強い関与を残すなど、公正な競争条件が確保されないまま、新規業務の取扱いが安易に認められ、地域の金融システムに重大な影響を及ぼすおそれが強い内容となっていることに大変憂慮している。

（規模の縮小）

所見案では、ゆうちょ銀行のバランスシートの規模について、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図る結果、自ずから決まるものとしている。

しかしながら、現在のゆうちょ銀行の規模は、官業ゆえの特典に支えられ、市場の埒外で肥大化したものである。こうした巨大なゆうちょ銀行が、民間市場に円滑な統合を図るためには、市場の混乱を可能な限り回避し、我が国金融システムに大きな影響を与えることがないよう、適正規模まで縮小することが不可欠である。

そのためには貴委員会が、金融システムへの影響を十分に見極めたうえで、あるべき姿と具体的方策を提示し、規模の縮小に向けた継続的な監視を続けるべきである。

（適正な競争条件の確保）

所見案では、他の金融機関等との間の競争関係に影響を与える事情を考慮する、との観点から「株式処分の方針の明確化」への期待が盛り込まれている。

しかしながら、新規業務の取扱いを調査審議する以上、新たな所見では、ゆうちょ銀行の完全民営化を前提とした株式処分の方針を明確にするだけでは不十分であり、その実行に向けた移行スケジュールとそれを担保するための措置を求めることが必須の要件と考える。

（業務の特性に応じた調査審議の準則）

所見案では、業務の特性に応じた調査審議の考え方として、①定型的業務であるか否か、②市場価格が存在する業務であるか否か、などを準則として掲げている。これらの準則は、平成18年の所見を概ね踏襲しているが、同所見は、完全民営化までの期限が明確であった改正前の郵政民営化法を前提としたものである。

郵政民営化法等の一部改正により、完全民営化の期限は極めて不透明となり、かつ、適正な規模への縮小に向けた明確な道筋が何ら示されていない段階で、調査審議の準則を示すことは、結果的に政府の関与が残る巨大なゆうちょ銀行に新規業務への進出を促すこととなり、安易に認めるわけにはいかない。

特に、定型的業務は、規模のメリットが大きく作用する業務であり、また、市場価格については、全国に店舗網を有する郵便局が地域のプライスリーダーになる可能性が高く、ゆうちょ銀行が民業を圧迫することとなる。

（地域金融の安定：中小企業向け貸出）

これまで民間金融機関が主張してきた「地域金融の安定への配慮」に関して、所見案では全く記載がない。郵政民営化法第2条では「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮」することが明記されていることから、地域金融に与える影響について配慮することを所見に盛り込むべきである。

特に、地域の中小企業に対する貸出は、当該中小企業との長期・安定的な信頼関係が不可欠であるが、そうしたノウハウのないゆうちょ銀行が、財務状況等の定量的な情報のみで定型的な貸出業務に参入すれば、長年にわたり築き上げてきた地域密着型金融の仕組みが崩壊し、中小企業への安定的な資金供給が阻害され、地域金融・経済に深刻なダメージを与える可能性が高い。

（地域金融の安定：住宅ローン等）

地域の住宅ローン市場は、人口の減少に伴う住宅需要の低迷と相まって、過当競争により調達コストに見合った金利を確保することが困難であり、現在でも適正な金利水準が形成されているとは言い難い状況にある。

また、信用金庫業界では、これまで幅広い顧客層に対して住宅ローンを提供してきており、意識的、積極的に取り組んでこなかった顧客層等は存在しない。

このような状況の下、ゆうちょ銀行が地域の住宅ローン市場に参入すれば、更なる競争の激化は避けられず、巨大な資金量を背景に低金利攻勢で民間の融資シェアを奪うことは必至であり、ひいては地域の住宅需給関係に悪影響を及ぼすことが懸念される。

なお、住宅ローンは、与信時から一定期間経過後にデフォルトリスクが極大化することや、中途解約により予定していた将来のキャッシュフローに差異が生じるなどの特有のリスクを抱えているため、十分な内部管理態勢の構築が必要であり、住宅ローン分野への進出がゆうちょ銀行の収益に貢献することになるとは到底思えない。

貴委員会においては、ゆうちょ銀行にこうした地域の小零細企業や個人のリテール分野に対する貸出業務の取扱いを認めることが、地域金融・地域経済に混乱をもたらし、ひいては国民負担が生じる可能性が高いことを是非ともご認識いただき、地域金融への影響に配慮すべきことを所見において明確に示していただきたい。

所見に対する信用金庫業界の意見は以上のとおりであるが、貴委員会におかれては、改正後の郵政民営化法（第2条）でも「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置」を講じることを基本理念とされていることを踏まえ、民業圧迫と過当競争による地域金融への影響等に十分配慮し、日本郵政グループの企業価値の向上に偏重することなく、公正・適切な対応を図ることを強く要請する。

以 上